

## 今後予定されている条例改正について

### 1 改正を予定している条例

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

### 2 改正内容

市町村は、内閣府が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「府令」という。）」を基に、条例で基準を定めなければならないとされているが、当該府令が次のとおり改正される予定である。

改正内容は参酌すべき基準（予定）であるが、改正内容が事業者の業務負担軽減及び保護者の利便性向上を図る観点から、事業者における諸記録の作成・保存等を電磁的方法によることを認める旨のものであるため、本市においても必要な規定と考え、改正するもの。

#### <府令の改正内容>

(1) 保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定の追加

ア 事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定

イ 保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定

(2) その他所要の整備

### 3 府令の施行日等

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) パブリックコメント | 令和3年5月22日から6月20日まで |
| (2) 府令の公布日    | 令和3年6月末日（予定）       |
| (3) 府令の施行日    | 令和3年7月1日（予定）       |

### 4 今後の対応

今回の改正内容が参酌すべき基準であること、府令の公布が6月市議会の最終日を予定されていることを踏まえ、今後、府令が公布され次第、速やかに手続きを行うこととする。